

令和8年(2026年)4月 13日

保護者様

湖南省教育委員会  
教育長 法山 由紀子  
湖南省立石部中学校  
校長 野口 高志

### 学校と警察の「連携制度」について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。また、日ごろは本市小中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では最悪の事態を想定して、慎重に、すばやく、誠実に、組織的に対応することを旨とする「生徒指導事案に対する原則」を定め、各学校や関係機関において児童生徒の健全育成に努めておりますが、複雑多様化する非行問題への対応は、学校のみならず、社会全体の重要かつ緊急の課題となっています。特に、スマートフォンの普及に伴う交友関係や活動範囲の広域化は、学校単独で把握・解決できる範囲をはるかに超えた問題行動・犯罪行為につながっています。

こうした問題を未然に防ぐため、県教育委員会と県警察本部との申し合わせにより、すべての学校と県警察本部及び各警察署の間で情報提供や、その他必要な連携を行うこととしています。この制度によって明らかになった問題行動も、内容や事実を確認のうえ、他の問題行動と同様に指導を進めていきますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力よろしくお願い申しあげます。

### 記

#### 1 目的

児童生徒の非行を防止し、犯罪被害から保護することにより、その健全な育成を図る。

#### 2 連携対象となる情報

○学校が警察へ連絡(通報)・提供する情報

・児童生徒の非行にかかわる事案

(暴力行為・器物損壊・学校敷地内への不法侵入・著しい授業妨害等の迷惑行為など)

・インターネットを利用した誹謗中傷、いじめ等の事案

・児童生徒の犯罪被害を未然に防止し、その安全を確保すべき事案

・その他児童生徒にかかる事案で、警察署との連携による対応を要すると認められるもの  
(自殺企図など命に関わるものなど)